

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

健康推進課

【告示】

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

【公告】

○ 飲食料品の品質に関する表示に係る指示
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

くらし安全安心課
建築指導課

【企業局】

○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程
（県例規集登載）

総務企画課

【内水面漁場管理委員会】

○ 平成二十六年度における第五種共同漁業権魚種の増殖量の指示

内水面漁場管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第三十五号を次のように改める。

平成26年1月7日 岡山県公報 第11548号

様式第35号（第24条関係）

岡山県提出用

診 断 書 （精神障害者保健福祉手帳用）

氏 名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）		男 ・ 女
住 所			
① 病名 （ICDコードは、右の病名と対応するF00～F99、G40のいずれかを記載してください。）	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード ※Fを含む3桁以上又はG40（ ） (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード ※Fを含む3桁以上又はG40（ ） (3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳（有・無、種別 級）		
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 _____ 年 月 日 診断書作成医療機関の初診年月日 _____ 年 月 日		
③ 発病から現在までの病歴並びに治療の経過及び内容（推定発病年月、発病状況、初発症状、治療経過、治療内容等を記載してください。治療経過の記載に当たっては、直近6月以上の継続した治療（通院、服薬、訓練、検査等）状況を含めて記載してください。）	（推定発病時期 _____ 年 _____ 月頃） ※器質性精神障害（認知症を除く。）の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日（疾患名 _____ 年 月 日）		
④ 現在の病状、状態像等（該当する項目を○で囲んでください。） (1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他（ ） (2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他（ ） (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他（ ） (4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他（ ） (5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他（ ） (6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他（ ） (7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他（ ） (8) てんかん発作等（けいれん及び意識障害） 1 てんかん発作 発作型（ ） 頻度（ ）最終発作（ _____ 年 月 日） 2 意識障害 3 その他（ ） (9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他（ ） ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害（状態像を該当項目に再掲してください。） エ その他（ ） 現在の精神作用物質の使用 有・無（不使用の場合、その期間 _____ 年 _____ 月から） (10) 知能、記憶、学習及び注意の障害 1 知的障害（精神遅滞） ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳（有・無、等級等） 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 3 その他の記憶障害（ ） 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他（ ） 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他（ ） (11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的・反復的な関心と活動 4 その他（ ） (12) その他（ _____ ）			
⑤ ④の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等 (検査所見：検査名 _____ 検査結果 _____ 検査時期 _____)			
⑥ 生活能力の状態（保護的環境ではない場合（例えばアパート等での単身生活）を想定して判断してください。児童では、年齢相応の能力と比較の上で判断してください。）	1 現在の生活環境 入院・入所（施設名 _____ ） 在宅（ア 単身 イ 家族等と同居）・その他（ _____ ） 2 日常生活能力の判定（該当するもの一つを○で囲んでください。） (1) 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (2) 身の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (3) 金銭管理と買物 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (4) 通院と服薬（要・不要） 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (5) 他人との意思伝達・対人関係 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (6) 身の安全保持・危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (7) 社会的手続や公共施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない 3 日常生活能力の程度 （該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲んでください。） (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。 (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。		
⑦ ⑥の具体的程度、状態等（日常生活における不具合について具体的に記入してください。）			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）			
⑨ 備考			
年 月 日	医療機関所在地 _____ 名 称 _____ 診療担当科名 _____ 電 話 番 号 _____ 医師氏名（自署又は記名押印） _____		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十六年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 起業者の名称

美咲町

二 事業の種類

中央運動公園駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県久米郡美咲町原田字広高下及び字高柳地内

2 使用の部分 岡山県久米郡美咲町原田字高柳地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

中央運動公園駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美咲町は、事業に要する経費について財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、収容台数が不足している中央運動公園駐車場を増設することにより、周辺道路の渋滞解消及び安全確保が図られ、運動公園利用者の利便性が向上することから、住民の健康づくりと活力ある地域づくりに相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①利用者の利便性が高いこと、②既存敷地と一体的な利用が可能であること、③経済性が高いことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地の状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業を計画している地域の住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

美咲町役場 教育委員会生涯学習課

平成26年1月7日 岡山県公報 第11548号

〔一〕農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下「法」という。）第十九条の十四第一項の規定により、次のとおり飲食料品の品質に関する表示に係る指示を行った。

平成二十六年一月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指示を行った日

平成二十五年十二月二十五日

二 指示を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社栄光水産

主たる営業所の所在地 岡山県瀬戸内市邑久町北島六三二番地八

代表者の氏名 山下 壽幸

三 指示の原因となった事実

株式会社栄光水産は、株式会社栄光水産を表示責任者とする商品について、法第九条の十三第一項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）第三条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第六条第二号及び第三号に違反する行為を行っていたと認められた。

四 指示の内容

1 原因の究明

三の行為が行われていた原因を究明すること。

2 再発防止の措置

1の結果を踏まえ、再発防止に向けた措置を講ずること。

3 報告

1及び2の結果について、平成二十六年一月十五日までに岡山県知事宛てに書面により報告すること。

平成26年1月7日 岡山県公報 第11548号

〔二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字畑田六九〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪一二〇―五

檜村 大紀

三 許可番号

岡山県指令建指第七三号

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年一月七日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「決済時は」の下に、「第二十六条第二項に規定する方法により出納金融機関若しくは収納金融機関の当該企業の預金口座に振り替えられたとき」を加える。

第四十条第二項中「の各号」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第五十五条第一項中「又は納付書」を削り、「収納し」を「収納したときは」に改める。

第六十条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、企業出納員が相当と認める方法による場合は、この限りでない。

第二百二十七条第一項中「掲げる」の下に「もののほか、管理者が別に定める」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 納入通知書 様式第一号
- 二 小切手振出済通知書 様式第二号
- 三 送金依頼書 様式第三号
- 四 送金通知書 様式第四号
- 五 口座振替依頼書 様式第五号
- 六 口座振替通知書 様式第六号
- 七 出納日計表 様式第七号
- 八 小切手償還請求書 様式第八号
- 九 一年経過送金払金請求書 様式第九号
- 十 過誤納金還付請求書 様式第十号
- 十一 送金済通知票 様式第十一号
- 十二 振替済通知票 様式第十二号
- 十三 預金現在高証書 様式第十三号

		入額 雑費	事業活動の全般に関連する費用をいう。	臨時又は非常勤
--	--	----------	--------------------	---------

「 旅費
退職給与金 」 「 旅費
退職給付費 」
の顧問、参与、嘱託員等に対する報酬をいう。」や「
」

	減価償却費	雑費		を
--	-------	----	--	---

	減価償却費	貸倒引当金繰 入額 雑費		「施設利用権」や「施 」
--	-------	--------------------	--	-----------------

「 設利用権等」
「 設損」や「 設損」
「
」
主たる営業活動に係る費用以外の費用を整理する。
繰延勘定の償却額をいう。

	営業外費用	繰延勘定償却	開発費償却 退職給与金償 却	
--	-------	--------	----------------------	--

	試験研究費償却 控除対象外消費税額及び地方消費税の額の償却額をいう。		を
営業外費用		主たる営業活動に係る費用以外の費用を整理する。	を
臨時損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失をいう。	を
減損損失 災害による損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失をいう。 災害による巨額の臨時損失をいう。	を 同様の資産の範囲
建設仮勘定		工事件名別に整理する。目及び節は、繰延勘定の項の次に掲げる注に定める「建設仮勘定整理科目表」による。	を

「資産」の範囲「経営用附属建物」や「経営附属用建物」及び「需用者」や「需要者」及び

<p>リース資産 リース資産減 価償却累計額 (貸方) 建設仮勘定</p>		<p>有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産をいう。</p>	<p>工事件名別に整理する。目及び節は、流動資産の項の次に掲げる注に定める「建設仮勘定整理科目表」による。</p>	<p>「第23条」を「第23</p>
<p>電話加入権</p>				<p>を</p>
<p>リース資産 電話加入権</p>		<p>無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産をいう。</p>		<p>を</p>
<p>その他貸付金</p>				<p>を</p>
<p>貸倒引当金 その他貸付金</p>		<p>長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。</p>		<p>に改め、同部流動資産の項</p>

「	中	「	その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金を整理する。	」	を
「	貸倒引当金	「	その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金を整理する。 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。	」	に
「		「	他会計貸付金		」	を
「	貸倒引当金	「	他会計貸付金	短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。	」	に改め、同部繰延勘定の項

を削り、同部の注「建設仮勘定整理科目表中「しん炭林」や「薪炭林」及び「退職給与金等」に改め、同表の資本の部資本金の項を次のように改める。

資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金 出資金 組入資本金			企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額をいう。 他会計からの出資金の額をいう。 剰余金から資本金に組み入れた額をいう。

別表第一の資本の部種別金の項中「資産の再評価を行った場合、再評価額から再評価以前の帳簿価格及び再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額を控除した額をいう。」を削る。

再評価積立金		や
再評価積立金	<p>施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額をいう。</p>	<p>「贈与」や「償却資産</p>
<p>以外の固定資産の贈与」並びに「建設又は改良に要する資金に充てられたるための」や「償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた」並びに</p>		
<p>その他資本剰余金</p> <p>国庫補助金 工事負担金</p>	<p>建設改良工事のための負担金をいう。</p>	や
<p>その他資本剰余金</p> <p>国庫補助金 工事負担金 造林補助金 その他補助金</p>	<p>上記以外の資本剰余金をいう。 建設改良工事のための負担金をいう。</p>	<p>「施行令第24条第1項</p>
<p>の規定により企業債」や「企業債」並びに「施行令第24条第1項の規定により積み立てられた」や「欠損金を埋めるために積み立てた」並びに</p>		
その他積立金		や

「建設改良積立金」は建設又は改良のために積み立てた額をいう。
 〽 「又は当年度未処理欠損金」

「当年度純利益（又は当年度純損失）」を
 「又は繰越欠損金年度末残高」

「その他未処分利益剰余金変動額
 当年度純利益（当年度純損失（借方）」に改め、同表の負債の部固

定負債の項を次のように改める。
 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				

建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）をいう。
その他の企業債	その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）をいう。
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）をいう。
リース債務	その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）をいう。 ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）をいう。
引当金	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）をいう。（流動負債の項の退職給付引当金における（注）参照）
その他固定負債	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）をいう。（流動負債の項の特別修繕引当金における（注）参照）

別表第一の負債の部流動負債の項中

一時借入金			決算日までに返済しなければならない借入金をいう。	ハ
一時借入金 企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		決算日までに返済しなければならない借入金をいう。 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債をいう。	ハ
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から発行した借入金をいう。	ハ
リース債務	その他の長期借入金		1年以内に返済期限の到来するリース取引におけるリース債務をいう。	ハ
前受金				ハ

前受金			他から前受した金及び次期以降に属する収益をいう。	ひ
その他流動負債				な
引当金	退職給付引当金		<p>将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち、1年内に使用される見込みのものをいう。</p> <p>(注) 企業会計の取扱いは、1年内の使用額を正確に算定することができないため、退職給付引当金全額を固定負債に計上することが通例であることから、地方公営企業においても同様の取扱いとすることとして差し支えないものであること。</p> <p>翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金をいう。</p>	ひ
	賞与引当金		<p>企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金をいう。</p>	ひ
	修繕引当金		<p>数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち、1年内に使用される見込みのものをいう。</p>	ひ
	特別修繕引当金		<p>(注) 企業会計の取扱いは、1年内の使用額を正確に算定することができないため、特別修繕引当金全額を固定負債に計上することが通例であることから、地方公営企業においても同様の取扱いとすることとして差し支えないものであること。</p>	ひ
その他流動負債				ひ

加える。

繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金額をいう。
長期前受金収益 累計額				

別表第二の収益の部中

			電力料 濁水準備金引 当 (借方)		を
			電力料		に
		雑収益			を

	長期前受金戻入 雑収益	に、同表の費用の部
中	賃金	を 補助職員、臨時職員及び常時雇傭する人夫等に対する本給及び諸手当をいう。
	賃金 報酬	を 補助職員、臨時職員及び常時雇傭する人夫等に対する本給及び諸手当をいう。 臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等に対する報酬をいう。
	修繕準備金引当 水利使用料	を
	修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 水利使用料	に 例えば、

「たな卸評価損等をいう。」	共有設備費分 担額 (貸方)	を
「たな卸資産減 耗費 共有設備費分 担額 (貸方)」	たな卸資産の毀損，変質又は滅失による除却損をいう。	こ、
「修繕準備金引 当 補償費」	を	を
「修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 補償費」	を	こ、 「共有設備分担 額 (貸方)」

	雑修繕費	「送電設備」の「土地」，「建物」及び「備品」に関するものをいう。
「 雑修繕費 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額」	「送電設備」の「土地」，「建物」及び「備品」に関するものをいう。	及び「退職給与金」
「 消耗品費 建物修繕費」	「業務設備」の「建物」に関するものをいう。	を
「 報酬 消耗品費 建物修繕費」	「業務設備」の「建物」に関するものをいう。	に、
「 交際費 雑税」		を

			交際費 雑税 貸倒引当金繰 入額		に、
		修繕準備金引 当 旅費			を
		旅費			に、
	附帯事業費用	企業債発行差 金償却費	企業債発行差 金償却費 企業債発行費 償却費		を
	附帯事業費用				に、

	特別損失			を
	特別損失	固定資産売却 損 減損損失 災害による損 失 過年度損益修 正損 その他特別損 失	当年度の経常的費用から除外すべき費用をいう。 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 (1件100万円未満のものを除く。)をいう。 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減 損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損 損失をいう。 災害による巨額の臨時損失をいう。 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するものをいう。 1件1,000万円以上の固定資産除却費及びその他特別損失で巨額のものを 整理する。	の 改正、回表の資産

の部固定資産の項中		車両及び船舶	
「	リース資産	車両及び船舶	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産をいう。
「		特別償却累計額（貸方）	
「		特別償却累計額（貸方） リース資産減価償却累計額（貸方）	
「	「繰延勘定」や「流動資産」及び「長期投資」や「投資」及び「有価証券を」や「諸有価証券を」及び「返済期日」や「貸付金で返済期日」及び「を超える」や「以降に到来する」及び「		
「	貸倒引当金	その他貸付金	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。
「			に改め、同部流動資産の項

「
 中
 諸売却代
 雑口
 を
 」

「
 諸売却代
 雑口
 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。
 に、
 」

「
 他会計貸付金
 を
 」

「
 他会計貸付金
 短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。
 に改め、同部繰延勘定の項
 」

を削り、同部の注 建設仮勘定整理科目表中「しん炭林」を「新炭林」に、「退職給与金等」を「退職給付費等」に改め、同表の資本の部資本金の項を次のように改める。

資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金 出資金			企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額をいう。 他会計からの出資金の額をいう。

組入資本金			剰余金から資本金に組み入れた額をいう。
-------	--	--	---------------------

当該表に示す各欄の金額のうち「資産の再評価を行った場合、再評価額から再評価以前の帳簿価格及び再評価日現在の繰越欠損金を埋めた額」や「施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額」並びに「贈与」や「償却資産以外の固定資産の贈与」並びに「建設又は改良に要する資金に充てるための」や「償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた」並びに

「	その他資本剰余金			や
	その他資本剰余金			

「	その他資本剰余金	国庫補助金 工事負担金 造林補助金 その他補助金	上記以外の資本剰余金をいう。	並びに「施行令第24条第1項
			建設改良工事のための負担金をいう。	

「	その他積立金			や
	その他積立金			

「	減電補償積立金			並びに
	中小水力発電			

の規定により企業債」や「企業債」並びに「施行令第24条第1項の規定により積み立てられた」や「欠損金を埋めるために積み立てた」並びに

開発改良積立 金 建設改良積立 金 再生可能エネ ルギー等積立 金		建設又は改良のために積み立てた額をいう。 再生可能エネルギー等の推進のために積み立てた額をいう。	〆 「又は当年度未処理欠
---	--	---	--------------

損金」や「当年度未処理欠損金」 〆 「又は繰越欠損金年度未残高」 や「繰越欠損金年度未残高」 〆

「 当年度純利益 (当年度純損 失) (借方)		を	「
----------------------------------	--	---	---

「 その他未処分 利益剰余金変 動額 当年度純利益 (当年度純損 失 (借方))		に改め、同表の負債の部固	「
---	--	--------------	---

定負債の項を次のように改める。
固定負債

固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）をいう。
	その他の企業債			建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）をいう。
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）をいう。
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）をいう。
	リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）をいう。
	退職給付引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）をいう。（流動負債の項の退職給付引当金における（注）参照）
	特別修繕引当金			数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）をいう。（流動負債の項の特別修繕引当金における（注）参照）
その他固定負債				上記の各科目に該当しないもので契約期間1年以上のものをいう（返還する権利金

債	その他固定負債			等を含む。))
---	---------	--	--	----------

別表第二の負債の部流動負債の項中

一時借入金				決算日までに返済しなければならない借入金をいう。
-------	--	--	--	--------------------------

を

一時借入金 企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	その他の企業債		決算日までに返済しなければならない借入金をいう。 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債をいう。
会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	その他の長期借入金		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金をいう。 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金をいう。
リース債務				1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務をいう。

を

修繕準備引当金			
退職給付引当金			<p>将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち、1年内に使用される見込みのものをいう。</p> <p>(注) 企業会計の取扱い上は、1年内の使用額を正確に算定することができないため、退職給付引当金全額を固定負債に計上することが通例であることから、地方公営企業においても同様の取扱いとすることとして差し支えないものであること。</p> <p>翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金をいう。</p> <p>企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金をいう。</p> <p>敷事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち、1年内に使用される見込みのものをいう。</p> <p>(注) 企業会計の取扱い上は、1年内の使用額を正確に算定することができないため、特別修繕引当金全額を固定負債に計上することが通例であることから、地方公営企業においても同様の取扱いとすることとして差し支えないものであること。</p>

「修繕準備引当金」

削り、同部に次のように加える。

繰延収益

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金額をいう。
長期前受金収益化累計額				

「取水口」
取水口
取水口
フラットゲート
油圧装置

「ヶ所」
ヶ所
ヶ所
門
式

「内燃設備」
内燃設備

「ポンプ設備」
ポンプ設備
ポンプ設備
薬品注入設備
薬品注入設備

「アルギン酸ソーダ注入装置」
アルギン酸ソーダ注入装置
アルギン酸ソーダ注入装置
式
硫酸注入装置

「硫酸注入装置」
式
式
量水器
量水器

「その他機械装置」
その他機械装置

沈砂池排砂機械装置 同走行ゲーター設備 同ボンプ 同屋外操作盤	式 台 面	を	その他機械装 置 沈砂池排砂機械装置 同走行ゲーター設備 同ボンプ 同屋外操作盤	式 " 台 面	に	「 台 面	を	「 " 台 " 台	に					
起重機 電話設備 除塵機 遠方用監視制御装置	台 式 基 式	を	起重機 電話設備 除塵機 遠方用監視制御装置	" 式 基 式	に あ る。	「 同護岸	を	「 同護岸	を	「 同護岸	に	「 門	門扉別個で単位とする。	を

門	門扉別に単位とする。	放流設備	放流設備	同ランナー	
同ランナー	同油槽	同油槽	同油槽	同ポンプ	
同ポンプ	同電圧調整器	同電圧調整器	同電圧調整器	「低周波定電圧電源装置」や「定周波定電圧電源装置」	
その他構築物 保安開閉装置		機械装置	その他構築物 保安開閉装置		
電源装置 信号電源装置	電源装置 信号電源装置	整流器 自動電圧調整器	整流器 自動電圧調整器	整流器 自動電圧調整器	個
定周波定電圧電源装置	定周波定電圧電源装置	雑装置	雑装置	雑装置	個
信号電源装置	信号電源装置	自動制御装置 修繕試験装置	自動制御装置 修繕試験装置	「水力発電設備」の 同目に準ずる。	個

様式第二十九号を削る。

様式第三十号中「様式第30号」を「様式第7号」に、「「出納金融機関」」を「「岡山県企業局出納取扱金融機関」」に改め、同様式を様式第七号とする。
「出納金融機関」を「「岡山県企業局出納取扱金融機関」」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第三十一号及び様式第三十二号を削る。

様式第三十三号中「様式第33号」を「様式第8号」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第三十四号中「様式第34号」を「様式第9号」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第三十五号中「様式第35号」を「様式第10号」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第三十六号中「様式第36号」を「様式第11号」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第三十七号中「様式第37号」を「様式第12号」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第三十八号中「様式第38号」を「様式第13号」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第三十九号から様式第四十六号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二百二十七条及び様式第一号から様式第四十六号までの改正規定は、平成二十六年二月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の別表第一から別表第四までの規定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の岡山県企業局財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

